

環境県民局 資 料	No. 3
--------------	-------

令和3年10月19日
課名 環境県民局県民活動課
担当者 課長 豊原
内線 2739

## 令和3年度「子供・若者育成支援推進強調月間」について

### 1 要旨・目的

次代を担う子供・若者が、夢や希望を豊かに育み、心身ともに健やかに成長できる社会を構築するため、内閣府が主唱する強調月間に呼応し、本県においても11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」と定め、子供・若者育成支援に関する事業を集中的に実施する。

### 2 現状・背景

本県では、「広島県青少年健全育成条例」や「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」などに基づき、青少年の健全な育成を図るための社会環境づくりや、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子供・若者の支援などを推進している。

### 3 概要

#### (1) 実施主体

県、県教育委員会、県警察、公益社団法人青少年育成広島県民会議、市町、市町教育委員会、青少年育成市区町民会議及び青少年育成関係団体

#### (2) 実施期間

令和3年11月1日（月）から11月30日（火）までの1か月間

#### (3) 場 所

広島県内

#### (4) 実施内容（県実施分のうち主なもの）

##### ア 広報啓発活動

懸垂幕の掲出、啓発ポスターの配布・掲示等

##### イ 広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査

書店やコンビニエンスストア等における有害図書類の区分陳列状況の調査・指導やインターネットカフェ等における青少年の深夜の入場制限の自主規制実施状況の調査・指導を集中的に実施。



11月は子供・若者育成支援推進強調月間です  
広島県・広島県教育委員会・広島県警察・広島県青少年育成広島県民会議・市町教育委員会・青少年育成市区町民会議及び青少年育成関係団体

### 4 その他（関連情報等）

例年、広島駅等で実施している「あいさつ・声かけ」街頭啓発活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止する。